

第 76 回全国植樹祭応援事業募集要領

1 趣 旨

令和 8 年 5 月 17 日に愛媛県で開催される第 76 回全国植樹祭を県民に周知し、開催機運の醸成及び開催成果の継承を図るため、県内の公共団体、森林・林業関係団体、企業等が主催する事業を対象に、「みんな de 植樹祭えひめ（第 76 回全国植樹祭応援事業）」として実施する事業を募集する。

2 対象とする事業

- (1) 事業内容 森林、林業、木材及び緑化に関連するイベントや活動
- (2) 開催時期 令和 6 年 10 月 18 日から令和 8 年 10 月 31 日までの間に開催する事業
- (3) 開催場所 愛媛県内
- (4) 主催者 県、市町、団体、企業、NPO 法人、ボランティアグループ、県教育委員会、市町教育委員会、学校等
- (5) 要件 「3 承認基準」により、第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）から承認を受けたもの

3 承認基準

- (1) 第 76 回全国植樹祭の開催理念に賛同して開催される森林、林業、木材及び緑化に関連する事業であること。

【開催理念】

- ①国民の森林・林業に対する理解を深め、森林の整備や森林資源の循環利用を一層推進していく契機とし、持続可能な社会の実現につなげていきます。
- ②霊峰石鎚山を頂点とする四国山地の豊かな森林を、健全な姿で次の世代にしっかりと引き継げるよう、県民参加による森づくりを推進します。
- ③森林が育む愛媛の自然や文化、産業を県内外に発信し、全国の方々との「絆」を深める「愛顔（えがお）」あふれる大会とします。

- (2) 県民に参加を呼びかける事業であること。
- (3) 営利を主たる目的としない事業であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ア 全国植樹祭の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるもの
 - イ 大会のシンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの
 - ウ 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
 - エ 団体等の責任体制が確立されていないもの
 - オ 特定の政治活動、又は宗教活動を目的とするもの
 - カ 特定の個人、又は団体の売名に利用しようとするもの
 - キ 不当な利益を得るおそれのあるもの
 - ク その他、承認することが不相当と認められるもの

4 申請

- (1) 主催者は、当該事業の開催日より2週間前までに、承認申請書（様式第1号）に必要な資料を添えて実行委員会事務局へ提出すること。

ただし、下記(2)のLogoフォームにより申請する場合は、承認申請書の提出は不要とする。

- (2) 申請は、郵送、メール、LoGoフォームのいずれかにより行うこと。

〒790-0002 松山市二番町3丁目6番地5 明治安田生命松山二番町ビル5階
第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局

（愛媛県農林水産部森林局全国植樹祭推進課内）

E-mail : syokujusai@pref. ehime. lg. jp

LoGo フォーム : <https://logoform.jp/form/XG6n/716240>



5 承認

- (1) 実行委員会が「3 承認基準」に適合するか審査し、申請書を受理した日から2週間以内に、主催者に対して承認又は不承認の旨を通知する。

- (2) 実行委員会から承認を受けた事業の主催者に対し、以下の支援を行う。

ア 「みんな de 植樹祭えひめ（第76回全国植樹祭応援事業）」の呼称使用
イ 第76回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用

※シンボルマーク及びロゴマークを使用した印刷物や物品を作成する場合は、シンボルマーク等の使用前届出書（様式第2号）を事前に届けること。

ウ 第76回全国植樹祭ホームページ等での紹介

エ 全国植樹祭パンフレット類及び横断幕の提供

オ 別表の物品の貸出

カ 記録誌等への掲載

- (3) 実行委員会から承認を受けた事業の主催者は、横断幕を入れた集合写真を撮影し、提出すること。

- (4) 承認基準に反する事項があると実行委員会が認めたときは、承認を取り消すことがある。その場合、シンボルマーク及びロゴマークを使用した印刷物や物品配布の中止を求めるほか、承認取消しにより発生した損害はすべて主催者の負担とする。

6 実績報告

- (1) 主催者は、事業終了後2週間以内に、横断幕を入れた集合写真を添えて実績報告書（様式第3号）を提出すること。

ただし、下記(2)のLogoフォームにより報告する場合は、実績報告書の提出は不要とする。

- (2) 報告は、郵送、メール、LoGoフォームのいずれかにより行うこと。

〒790-0002 松山市二番町3丁目6番地5 明治安田生命松山二番町ビル5階

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
(愛媛県農林水産部森林局全国植樹祭推進課内)

E-mail : syokujusai@pref. ehime. lg. jp

LoGo フォーム : <https://logofom.jp/form/XG6n/716259>



7 その他

次のことを承諾の上、申請を行うこと。

- (1) 日程や内容を変更する場合は、速やかに連絡すること。
- (2) 事業に要する経費は、すべて主催者が負担すること。
- (3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者において受けること。
- (4) 実行委員会は、事業の準備及び実施に係る事故等の責任を一切負わないこと。

8 問い合わせ先

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局

(愛媛県農林水産部森林局全国植樹祭推進課内)

〒790-0002 松山市二番町3丁目6番地5 明治安田生命松山二番町ビル5階

T E L : 089-961-1134 F A X : 089-961-1145

E-mail : syokujusai@pref. ehime. lg. jp

附 則

- 1 この要領は、令和6年10月18日から施行する。
- 2 令和6年11月18日以前に開催される事業は、「4 申請」の規定に関わらず承認申請できるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別表

貸出物品一覧

	貸出物品	規格	貸出 限度数	備考
1	全国植樹祭用のぼり旗、ポール、注水台	幅 600mm×高さ 1,800mm	2 セット	希望者へ貸出
2	全国植樹祭広報啓発パネル、イーゼル	A2 サイズ	1 セット	希望者へ貸出

※全国植樹祭パンフレット類及び写真撮影用横断幕は、応援事業として認定された事業全てに提供する。